



2026年3月9日

各 位

会 社 名 株式会社広済堂ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 常盤 誠
(コード：7868、東証プライム市場)
問合せ先 経営戦略本部長 井面 佳威
電 話 (03) 3453-0557

(開示事項の経過)

新株予約権(有償ストック・オプション)の一部譲渡承認及び売出しに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年4月12日付「有償ストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ」に基づき、2023年4月28日に発行いたしました第3回新株予約権(以下、「本新株予約権」という)につきまして、本新株予約権を譲渡されること及び譲渡人による行使について、承認することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、当該新株予約権の譲渡は新株予約権の売出しに該当し、有価証券届出書を提出しております。

記

1. 本新株予約権の売出しの内容

1. 売出し新株予約権の種類	第3回新株予約権
2. 売出数	10,000個
2. 売出価格	1個当たり500円
3. 売出価額の総額	5,000,000円
4. 売出人(譲渡人)	羅 怡文
5. 譲渡先	R&Lホールディングス株式会社
6. 売出方法	売出人(譲渡人)と譲渡先との間に、新株予約権譲渡契約を締結することによる。
7. 申込期間	2026年3月25日
8. 受渡期日	2026年3月25日
9. 申込単位	1個

注：本新株予約権の売出しについては、2026年3月9日に金融商品取引法に基づく有価証券届出書を提出している。

2. 本新株予約権の内容

株式会社広済堂ホールディングス 第3回新株予約権

1. 割当日	2023年4月28日
2. 新株予約権数	12,125個
3. 発行価額	新株予約権1個当たり2,945円 (本新株予約権の払込総額35,708,125円)
4. 当該発行による潜在株式数	6,062,500株
5. 行使価格	495円
6. 行使期間	2023年5月1日から2028年4月30日

7. 割当先	割当対象者	人数	割当株数
	当社取締役	7名	11,000個
	当社監査役	2名	100個
	当社執行役員	4名	400個
	当社従業員	6名	175個
	当社子会社の取締役	6名	300個
	当社子会社の執行役員	3名	150個
8. 新株予約権の行使条件	<p>①新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値に当社の発行済株式総数を掛けた額（以下、「時価総額」という。）が一度でも1,000億円を超えた場合、本新株予約権を行使することができる。ただし、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社株価の終値が5取引日連続して行使価額（ただし、行使価額の調整が行われている場合には、取締役会により適正に調整されるものとする。）に50%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(a)当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事実と大きな変更が生じた場合</p> <p>(b)その他上記に準じ、当社が割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p> <p>②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義されることによる。以下同じ。）の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>		
2026年3月9日現在の新株予約権の保有人数及び残存個数（株数）	<p>16名 10,715個（5,357,500株）</p> <p><内訳></p> <p>当社役員 6名 10,250個（5,125,000株）</p> <p>当社従業員および 6名 215個（107,500株）</p> <p>当社子会社の役職員</p> <p>退任者・退職者 4名 250個（125,000株）</p>		

注：2023年11月10日付「株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ」に記載のとおり、2023年12月1日に実施した株式分割に伴う調整後の行使価額です。

3. 2023年4月28日に本新株予約権を発行した理由

当社グループの業績拡大と企業価値向上へのコミットメントを高めるため、当社および当社100%子会社の役職員を対象に、有償ストック・オプションを発行するものです。本新株予約権には、インセンティブとして機能させるため時価総額1,000億円超を条件とした行使条件を設定し、企業価値を直近株価の約1.41倍へと成長させる目標を明確化しています。また、株価下落に対する責任共有を目的として、株価が行使価額の50%水準まで5日連続で下落した場合に行使を義務づける条項を設けています。これにより、役職員が株主と株価変動リスクを共有し、将来的な企業価値向上への貢献を促すものとなっています。

4. 本新株予約権の譲渡を承認する理由

本新株予約権の譲渡は、当社代表取締役の円滑な財産管理を目的として行うものであります。本新株予約権の譲渡は、譲渡人である当社代表取締役が、実質的に支配権を有する会社に本新株予約権を譲渡するものであり、本新株予約権行使による実質的な利益の帰属は本新株予約権の譲渡前後で変更はありません。したがって、本新株予約権の発行目的、すなわち、当社グループの業績拡大と企業価値向上へのコミットメントを高めるという目的に関しては、本新株予約権の譲渡後も引き続き妥当するものと考えております。また、同様の理由から、新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義されることによる。以下同じ。）の取締

役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位を保有している場合に限るとの上記「2. 本新株予約権の内容
8. 新株予約権の行使条件」③の行使の条件について、正当な理由があるものとして譲受人による権利行使について承認しております。

5. 今後の見通し

本件による当社の業績に与える影響はありません。

以 上